

生駒市教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月31日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童生徒又は、その同居者中に、」を「校長又は園長（以下「校長等」という。）は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に」に、「疾病」を「感染症（以下「感染症」という。）」に改め、「、又はかかるおそれのあるとき」を削り、「校長は、様式第1号によって遅滞なく」を「別に定めるところにより、その旨を」に改め、後段を削り、同条第2項中「校長」を「校長等」に、「児童生徒」を「児童等」に改める。

第4条中「校長は、児童生徒に疾病の集団発生をみたとき」を「校長等は、児童等に感染症以外の疾病が集団発生したとき」に、「によって」を「により、速やかに」に改める。

第5条中「校長は、児童生徒」を「校長等は、児童等」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号中「〇〇学校長」を「〇〇学校長（園長）」に改める。

様式第3号中「〇〇学校長」を「〇〇学校長（園長）」に、「児童（又は生徒）」を「児童等」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。